

戦時下小作農家の地主小作関係

田 崎 宣 義

はじめに

本稿は、三一（一九三一年の意。以下同断）―四五年の東北単作地帯の小作農家の分析の一環をなすもので、ここでの課題はこの農家の動向を地主小作関係の変化の面から検討することにある。

周知のように三一―四五年は恐慌↓ファシズム↓農地改革をふくみ展望する時期であるが、地主制史研究のなかでは最も個別実証分析の蓄積が少いところである。特に本稿の場合には基本的資料が小作農家の「日記」を中心とした個別記録であり、他方これを補完する役場資料がほとんど見られなかったこともあり、本稿の結論をこれまでの研究史の成果と噛み合わせるためにはなお多く

の媒介項を要すると思われる。

ただ本稿で検討しようとしたことは、この時期の地主小作関係の変動を一つは戦時統制と地主制との矛盾、また一つは地主小作関係自体の矛盾という二つの矛盾のいかなる結合として把握されるか、またこの変動がいかなる意味で農地改革を展望しえたかの二点である。

一 分析の前提

本稿で扱う小作農家は山形県旧西田川郡大泉村大字白山林の阿部太一家である。

まず大泉村と白山林の概要に触れておこう。

三五年の大泉村は総耕地一二八九町、水田率九七%余、白山林は村の中央部にあり総耕地一六九町、水田率九六

%余である。村の水稲反収は郡のそれに比肩するが、白山林は土壌、水利等のため反収が劣る。大字の水田の約八〇町は腐植質泥炭土で稲熱病が発生しやすく、水利が不足する面積約八〇町歩、平時排水不良なもの一〇町歩という状態であった。

この大泉村の二八〇町歩地主木村九兵衛家は、白山林を強く支配し、それが白山林の地主小作関係を後述のように特徴あるものにした。

分析対象の阿部太一家は耕作規模で見ると大字の平均以下であり、三四年では小作農家一四戸中八番目、大字内四一戸中三四番目、三九年では小作一八戸中一番目、大字内四〇戸中三一番目であった。したがって耕作規模からみると零細な方に属するが、それでも三一―四五年で平均耕作規模⁽⁶⁾三二・六反(三一―四人の家族労働で耕作維持しうる上限に近い⁽⁷⁾)を維持していた。

次に分析対象時期の経営主である阿部太一の性格について触れておこう。阿部太一はのちにみるように精農家である。また、三一―三五年には農林省米穀生産費調査を、三六―四〇年には県の農業経営指導農場記帳農家を、四一―四三年には農林省農業経営調査稲作部門をそれぞれ

れ担当し、また三六年には県農会主催の「第一回中堅農家農業経営講習会」に、三九年には県から関東地方農事視察にそれぞれ参加し、他にもいくつかの会議への出席を県から要請される農家であった。したがって、県下でも優秀な農家と目されていたと理解できる。

最後に阿部家の家族構成について説明する。三一年現在の家族は合計九人で、父(五四歳)、母(四五)、太一(二四)、妹四人(一八・一四・六・〇)、弟二人(二〇・一七)である。このうち母と弟一人は基本的には農業に従事しない。妹四人のうち一人は必ず農業に従事し、これに三四年から太一の妻が加わり、弟一人が抜ける。父親は三〇年代半ばまでは稲作労働に従事するが、それ以降は稲作の基幹労働力ではなくなる。従って農業従事者数は、三九年までが五人(このうち三四年までは男三、女二、三四―三九年が男二、女三)、四〇年からは男二、女二の計四人となっている。

(1) 『山形県統計書』による。

(2) 旧大泉村役場書類による。

(3) 同前。

(4) 同前。

(39) 戦時下小作農家の地主小作関係

表1 耕作規模・反当契約小作料

	耕作面積 小作地 (A)	自作地	契約小作料 (B)	反当契約小作料 (B/A)
1931	反 28.7	反	石 27.25	斗/反 9.5
32	28.9		27.30	9.5
33	28.9		27.30	9.5
34	28.9		27.30	9.5
35	29.0		27.40	9.5
36	29.0		27.74	9.6
37	35.0		34.69	9.9
38	35.0		34.61	9.9
39	35.0		34.81	10.0
40	35.0		34.81	10.0
41	32.7	2.3	32.16	9.8
42	32.7	2.3	27.83	8.5
43	32.7	2.3	27.83	8.5
44	35.6	2.3	30.29 ¹⁾	
45	30.7	2.3	26.13 ¹⁾	

史料：阿部太一家文書

注) 1) 契約小作料不詳のため以下の方法で推計
 44年：(43年契約小作料)+(43年反当小作料)
 ×(44年小作地増加分)
 45年：(43年契約小作料)-(43年反当小作料)
 ×(45年小作地減少分)

阿部家のこの期の経営は次に見るよう
 に全体として停滞的であった。
 小作料支払の基礎となる耕作規模は二
 八・七反から二九・〇反に増加するが、
 これも三六年以後に比すれば決して大き
 くなく、しかもこの増加は畑の借入によ
 っていた(表1)。畑面積は三二年に「二
 畝半」、三五年に「二畝二歩半」増え、
 これに伴って小作料も各々五升、一斗五
 升増加した。しかし反当小作料は九・五
 斗の水準にあって変化しない。
 加えてこの時期の生産力水準は図1に

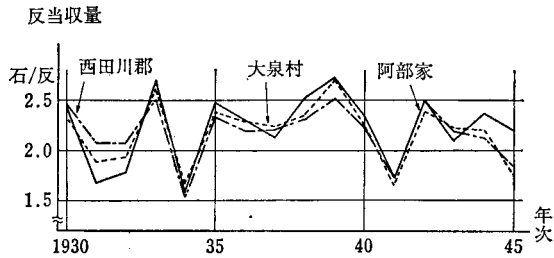
三二―三五年は、昭和恐慌による打撃と三四年の大凶

二 恐慌・凶作期(三二―三五年)

- (5) 阿部太一『村の動静』(未定稿)。
- (6) 後出表1参照。
- (7) 拙稿「昭和初期地主制下における庄内水稲単作地帯の農業構造とその変動」『土地制度史学』第七三号参照。
- (8) 後出図1参照。

作の打撃とが踵を接した時期として概括しうる。単作地帯で最大の商品作物である米の価格は三〇年に石当一八・二円を記録してから徐々に持ち直しつつあったとはいえ、三二―三五年の平均石当米価は二四・五円でしかない。しかも米価が五年ぶりに二八円台を回復した三四年は凶作のため反収は一・四石に激減し、大泉村では平年作に比し約三五%の減収であった。したがって、この時期には庄内農村全体が疲弊したのである。

図1 水稻反収



史料：阿部家文書。山形県『山形県における米作統計』。

土による土質改良、堆肥の増産と改善、気温の測定による稲作の工夫など⁽⁶⁾が、まだ具体的成果を生むまでには至っていないかった。

生産力水準の不安定な阿部家にはこの時期の経営維持はかなり困難であった。阿部家は連年小作料・借金・肥

みるように不安定であった。阿部家の水稻反収は豊作の年には村平均を凌駕するが、一転不作や凶作になるとたちまち村平均以下に落ち込むという、激しい豊凶差をみせる。このような生産力水準から脱却しようとする努力は既にこの時期に開始されていた⁽⁷⁾（例えば客

料代の支払いに追われ、飯米と売米は常に不足した。毎年収穫が終わり米調整の時期になると「日記」には飯米と売米の量を試算するメモが頻出し、また三二年一月には「二番米より五等米を六俵をとる。これで父と二人一日かかる。飯米がこれだけ不足になったわけだ⁽⁷⁾」という記事も見られるのである。三―三五年の五年間で契約小作料どおりに小作料が完納されたのは三三年（大豊作）と三五年（豊作）のみであり、この二年間をのぞく各年は三石から一石の作引または借米がなされていた⁽⁸⁾（表2）。三一年の借米六・七石のうち五・七石は米穀投機の失敗によるものだが、それを除いても三石ないし六石の作引がみられるのである。作引が行なわれたということは、この地域全体の作況が悪かったことを意味する⁽⁸⁾が、実際阿部家の玄米生産高に占める実納小作料の率は作引後ではほぼ四〇%前後⁽⁹⁾（表3）であり、これに借米の返済を付加した負担率⁽⁹⁾（対実納12）は平均四四・三%に達した。

以上の分析から、恐慌・凶作期に阿部家の経営が不安定な状態に置かれていたことは明らかにされたが、この期の阿部家の経営が地主的土地所有をとおして地主には

(41) 戦時下小作農家の地主小作関係

第2表 実納小作料

	実納 小作料 (C)	作引	借米	備考
1931	石 15.59	石 4.96	石 6.70	不作
32	24.18	3.12		並作
33	27.30			大豊作
34	20.71	6.59		凶作
35	27.40			並作
36	27.34		0.40	並作
37	33.53		1.20	豊作
38	33.81		0.80	豊作
39	34.81			大豊作
40	34.38	0.43		並作
41	15.10	16.76	0.30	不作
42	27.83			不豊作
43	27.83			並作
44	30.29			並作
45	26.13			不作

史料：阿部太一家文書，山形地方気象台『山形県災異年表』(増補第5版)，1972年。

表3 小作料率

	玄米 生産高 (D)	小 作料率 対契約 (B/D)	対実納-1 (C/D)	対実納-2 ((C+E)/D)	返済 借米高 (E)
1931	石 47.00	% 58.0	% 33.2	% 34.0	石 0.40
32	49.90	54.7	48.5	58.2	1.87
33	75.55	36.1	36.1	38.6	1.87
34	44.57	61.3	46.5	48.7	1.00
35	68.98	39.7	39.7	41.9	1.48
36	64.72	42.9	42.2	44.6	1.52
37	71.18	48.7	47.1	47.9	0.55
38	81.57	42.4	41.4	43.4	1.20
39	91.03	38.2	38.2	39.1	0.80
40	78.70	44.2	43.7	43.7	

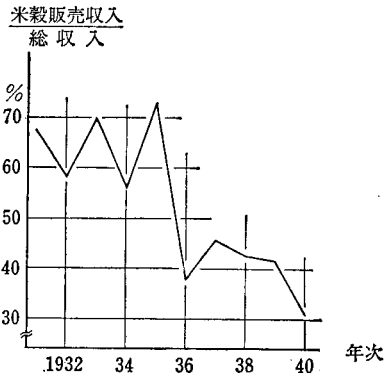
ぼ全面的に掌握されていたことを次に指摘しておかねばならない。

図2は、阿部家の総収入に占める先穀販売収入の比重をみたものである。阿部家が販売した米穀は総収入の六〇―七〇%、さらに同じ小作地の生産物である畑作物・薬加工品等の販売収入を加えると、小作地の生産物販売収入は総収入の八〇%を占めていたのである。

恐慌・凶作期の以上の分析から明らかのように、この時期の阿部家の収入基盤はほぼ全面的に地主の支配下にあ

って、経営は不安定かつ困難な状態にあった。土質改良をはじめ、養鶏・養豚の導入など経営を上向・安定させる努力もなされてはいたが、その成果はまだ三六年以後をまたねばならなかった。その三六年以後の分析に入る前に、阿部家をめぐる地主小作関係の特徴を次章で検討

図2 米穀販売収入の比重 (1931—40)



史料：阿部家文書。

注：1) 米穀販売収入には白米販売額を含む。

しておこう。

- (1) 齊藤喜良『山形県米穀流通経済史』山形県産米改良協会連合会、五八年、附表第九表「庄内米価」による。
- (2) 同前書より算出。
- (3) 『山形県統計書』による。
- (4) 旧大泉村役場書類による。
- (5) この時期の耕作規模は、以下の資料の突合せにより算出。阿部太一「日記」、同『吾が家の稲作状況』、同『田面実測図』、山形県『農業経営指導施設概要』、三七年。
- (6) 四月の気温によって八月の気温を推定し、それによって稲作計画を樹てるもので、詳しくは、阿部太一『稲作豊

- (7) 凶の予知はできないか』農業荘内社、七七年、を参照。
- (8) 阿部太一「日記」。
- (9) 作引と借米の違い、作引が実施される条件などについては、次章を参照。
- (9) 阿部家の収支状況については、別稿を用意して検討する。

三 三〇年代の地主小作関係

東北単作地帯の地主的土地所有は、少くとも二重米価制の実施まで強固に命脈を保持したことは地主経営分析などの個別分析の成果¹⁾を利用できるが、本章では小作慣行の分析を軸に地主小作関係の検討をなし、その強固さが三五年以後の小作農家に与えた影響を考える手掛りを得ること²⁾にしたい。

この時期は、依然として地主が小作に対し威圧的であり優位に立っていた。たとえば、三二年一月(三一年不作)白山林の農民が作引を頼みに行ったところ、作引一割の要求には応ずるが、その条件として「田面実測をして小作料をあげる」と地主に言われ、三四年一二月(三四年凶作)には太一自身が別の地主に作引を希望したところ「相性合はぬから田を返したらどうだ」と言われて

いる。⁽³⁾

一般にこの時期の地主小作関係は大正期のそれが再逆転し地主側が攻勢的で小作側は守勢にあったと結論されているが、右の事例が地主小作間の攻守再逆転によるものとは考えにくい。むしろ次に見るように、地主的土地所有に基づく地主層全体のヒエラルヒーの強固さとこれに対する小作層の弱さに因るものとみられる。

その分析のためには、次の記事が参考になる。文中〔ハ〕内は引用者の注である。以下同断。

「今年〔三六年〕は一〇年度に比して一割五分の減收故、作引もして貰ひたいところなれど、他村ではそんなことはきかぬ故、せめて貸して貰ひたいのことに一決」⁽⁴⁾「昨夜寺寄合ありて、今年はひけ年のところだが、とりわけ白山〔白山林〕のみ不作のことにしてみれば、その願出づることも得ず、借米をお願いするに決定」⁽⁵⁾

前者は三七年一月、後者は三八年一月の部落寄合に関する記事であるが、借米を願う先はどちらも二八〇町歩地主木村家であるから、右の記事は三六・七年の小作料に関して木村家に作引・借米を願出るか否かを部落寄合

を開いて決定していたことを示すものである。しかもその慣行は、第一に作引も借米も共同体的規制の下にあり、第二に作引と借米とが明確に区別されていることを内容とする。

作引の成立は、不作が少くとも数村規模以上の広がりを持つこと、否むしろ他村でも作引を要求する動きのあることが必要条件であり、これがなければ借米になる。

これは明らかに地主にとって有利な慣行である。阿部家のデータ(表3)から推定すると契約小作料が生産高の五五%を超えた時作引が実現されているが、この作引慣行は単に木村家と白山林の小作との関係を縛るだけではない。作引は不作が一円的に成立することを条件とするから作引を決定するか否かの実質的権限が大地主の掌中に握られていることは措くとしても、作引率の決定権も木村家にある。⁽⁶⁾それは共同体と木村家との間で決定された作引が基準となつて他の地主と白山林の小作との間で作引率が決まるからで、その作引率は通常木村家より五分から一割低く、これを「木村の五分引」とよぶ。『小作慣行調査書』の「地主各自ニ於テ〔作引率を〕決定スルカ如キトナク地方ニ於ケル主ナル地主ノ軽減歩合決

定スレハ他ハ之ニ倣ヒテ同一程度ニ決定スルモノナリ」
 がこの慣行をさすとすれば、右の慣行は二〇年代にまで
 遡りうる。

作引実現の条件がこのように厳しいとしても、すべての
 の小作人が契約小作料全額を納入しうるわけではない。
 そのため借米が認められる。しかしその場合でも実際
 は個々の小作が自由に借米を願出ることができるわけ
 はない。白山林の場合、個々の小作の借米は寄合でま
 められて地主に提出される。この方式には次の二つの意
 味を認めることができる。第一に、どれだけの借米を要
 求するかが共同体構成員の監視の下に置かれるから、借
 米量に自己規制が加えられることである。第二に小作に
 とって借米は地主の許諾を要するものであるから、認め
 られた借米は地主の恩恵として意識されることである。
 認められる借米量の多寡は地主の温情度の厚薄であり、
 したがって借米は地主小作関係を維持するための重要な
 手段となる。しかし地主にとって借米は支払期限の延長
 であって小作料の最終的な減免ではない。もちろん、ど
 れだけ多くの借米を認めることができるかは、個々の地
 主が小作料収入にどれだけ生活の基盤を置いているかに

かかってくる。したがって庄内地方の大地主が一般に温
 情であるのも、地主的土地所有の大規模さに基本的に由
 来すると考えられるが、それがむしろ地主的土地所有の
 鞏固さを支えていたといえよう。

以上のような地主小作関係、つまり共同体的規制の利
 用と借米の巧妙さを含む地主小作関係は、一方で三〇年
 代を通じて生産米の四〇%以上をコンスタントに小作料
 として実現することを可能にしたのみならず、四一年以
 降の阿部家の行動を規制する役割も果たしたのである。

- (1) たとえば、岩本純明「東北水田単作地帯における地主
 経済の展開」、『土地制度史学』第六九号、清水洋二「東北
 水稲単作地帯における地主・小作関係の展開——秋田県五
 〇〇町歩地主T家を事例として——」、『土地制度史学』第
 七四号、森武麿「東北地方における農村経済更生運動と翼
 賛体制——山形県三泉村の事例——」、駒沢大学経済学会
 『経済学論集』第八巻第一号など。
- (2) 阿部太一「日記」三二年一月一四日の項。
- (3) 同右、三四年一月二八日の項。
- (4) たとえば西田美昭の「第二期小作争議段階」論がこれ
 にあたる。永原・中村・西田・松元『日本地主制の構成と
 段階』、東京大学出版会、七二年、四九七頁以下を参照。
- (5) いずれも阿部太一「日記」。

(45) 戦時下小作農家の地主小作関係

(6) 作引率の決定にあたって木村家は毎年白山林で検見を行なっていた。

(7) 山形県『小作慣行調査書』(二二年現況の調査)、二〇頁。

四 準戦時統制期(三六―四〇年)

三六―四〇年の時期は全国的に景気が上向き、農村では再び地価、小作料の上昇がみられた。⁽¹⁾阿部家にとっても、三一―四五年のなかで最も経営が上向し発展した時期であった。本章では、その発展が阿部家の経営をどう変えたかに絞りながら分析をするが、その前にこの時期の地主小作関係について触れておこう。

三六―四〇年の地主小作関係は次の指標にみる限り大きな変化はしていない。第一に、部落共同体の寄合とそこでの規制を媒介にした小作料收取機構とそれに随伴する小作慣行がこの期を通して維持される。第二に、阿部家の玄米生産高に対する実納小作料の比率も四〇%台を下らない。第三に、この時期の阿部家の反当契約小作料が上昇傾向を示す(表1)。後にみるように、三六―四〇年にかけて阿部家の耕作規模は小作地の新規借入によ

って増加するが、新規借入のたびに反当契約小作料は確実に上昇しているのである。これは小作料の全国的高騰傾向と軌を一にするものだが、地主の小作料收取力が少くとも絶対額の面では低下していないことも意味するものである。以上の点で、三一―三五年と三六―四〇年の間に地主小作関係の面で画期性を認めることは困難である。しかし阿部家の経営は次のように大きく変化する。

まず、耕作規模が拡大した(表1)。三六―四〇年に約六反歩が増加するが、このうち水田が五・六反を占める。三一―三五年は〇・三反の、しかも畑の増加であったから、阿部家にとってこの時期の耕作規模増加の意味は大きい。

また、経営が上向・発展した。そのことは、売米・飯米に関する試算メモがみられなくなったこと、作引・借米の量が激減したこと、資産の増加が三六―四一年まで連年みられることなどによって知る。このうち前二者の変化を可能にした要因は、なによりも生産力がこの時期に高位に安定したことにある。それは「このところ一般によいのは山土を搬入したのが最大の原因であるとひそかに想っている次第なり⁽²⁾」とあるように、三五年以前か

らの技術改善が実を結びはじめたからである。また資産投資が可能になった理由としては、まず、養豚などを取り入れた「多角形の経営」が利潤をもたらしってきたこと、また三六―四〇年の県の指導と補助³があったことをあげることができ。もちろん、右のような要因が全体として好結果を生むためには、それを助けたこの時期の経済全体の動向ないし基調を指摘しておかねばならぬが、個別阿部家の経営の上向要因のひとつが個人的努力の積み重ねにあったことは阿部氏の意識の変化を考えるうえで重要である。

さらに、経営の上向・発展の結果、恐慌・凶作期のように収入の基盤がほぼ全面的に地主によって掌握された状態から脱却したことである。阿部家の総収入に占める米穀販売収入の比重はほぼ四〇%前後に後退し、代って養畜収入、仕送り収入等の比重が高くなった(図2)。この米穀販売収入比率の低下が、米価の上昇、阿部家の可処分玄米量の増加のなかで現象していることは注意してよい。

以上からも明らかのように、この期の阿部家の経営は収入基盤が同時に全的に地主の掌握下にあった状態から

離脱し、自立的性格を強化したのである。

この経済的自立化が他方では阿部太一の意識を変えつつあったことを次に指摘しなければならない。この時期の阿部家の資産投下は、それを列挙すると、三六年に二〇〇円を支出して部落寄合への成員権を購入したのを皮切りに、堆肥舎と豚舎の新築、三七年には宅地購入、三八年には鮮牛購入、動力脱穀機設置、堆肥舎の購入、翌三九年には屋根葺替え、納屋新築、四〇年には山林四反歩を購入し、翌四一年一月には水田約二反三畝購入ということになる。右のうち四一年の水田は購入価格九二九円八八銭のうち三〇〇円を親戚から借入し、残金約六三〇円を阿部家が支払った。しかも、借入金三〇〇円のうち一〇〇円は同じ年の一月一七日に、残金二〇〇円は翌四二年一月二月に支払っている。

この間のインフレを差引いても、三六―四〇年の阿部家の経営上昇の勢いを物語る動きといえよう。しかも、資産投下が部落寄合への加入に始まり水田の購入に終わっている点に、この時期の阿部家の志向性が端的に物語られている。

この部落寄合への加入は、阿部家が部落共同体の成員

権を獲得し「一人前」の部落構成員になったことを表わす。確かに阿部家が成員権を獲得した寄合は先に触れたように二八〇町歩地主木村家の支配機構の一部を構成するが、他方では農作業の労賃を決定するなど農業生産自体を統轄し調整する組織でもある。そして、阿部家がまず寄合の成員権を購入した理由は、共同体の構成員として「一人前」の農家にならんがためであつたらう。それは、同じ三六年一月の「日記」に、弟は「いよいよ入営日なり。……祝入営旗の庭にはためいてゐるのも吾家初まってからの大慶事故、実に愉快でたまらぬ。大いに肩身を広くしてよい」という記事があることと相通ずる。経営的な自立化に裏うちされた自信は、一方で前記のような社会的自立を促すとともに、他方ではこの時期に展開された上からの地主的運動に対する次のような批判に通じてくる。

「今日学校にて経済更生委員会とかで、二百人程の集会あつた由。船頭多くして舟山式でない様にと希⁽¹⁾つてゐる次第なり。」

「今夜経済更生とやらの基本申告の申合せ記入あつたが、労多くして効少ない村の有力家のやることを考へ

させられる。それを真に受けてやattering支会の御歴々こそよい面の皮だ。」

前者は三七年四月、後者は同年五月のもので、いずれも大泉村の経済更生運動に対する批判⁽⁴⁾である。大泉村は三五年一月に経済更生指定村となるが、更生運動自体が地主的色彩の強い構成メンバーによって担われ、この時期を通して経営を上向・発展させつつあつて、またそれによって経営的手腕と自信を身につけていた阿部太一は、経済更生運動という官製運動から排除されていたのである。そこには運動自体が依然として地主的秩序の枠内で担われ、そうした運動自体に対する太一の軽侮の気持を読みとることが出来る。そして運動が地主的秩序の枠内にあるということは、地主的支配秩序が依然として存続していることを、また太一の軽侮の気持ちには三〇年代に叩上げて上昇した生産農民の自信と意気軒昂なさまを、それぞれ示しているといつてよいと思われる。

(1) たとえば、「小作料統制令要綱案」(農地制度資料集成 編纂委員会『農地制度資料集成 第十巻』所収) 参照。

(2) 阿部太一「日記」、三五年九月二八日の項。

(3) この時期の阿部家は、先述のように山形県農業経営指

表4 換算小作料率 (1941—44年)

年次	換算小作料 (H)	玄米生産高 (J)	換算生産額 (K)	米納小作料率 (F/J)	換算小作料率 (H/K)
	円	石	円	%	%
1941	611.2	57.66	2622.4	26.2	23.3
42	1126.6	83.68	3805.8	33.3	29.6
43	1203.4	70.66	4150.6	39.4	29.0
44	1309.7	87.02	5111.6	34.8	25.6

史料：阿部家文書。

注：1) 換算小作料の計算式は以下の通り。

(政府買入価格)×(阿部家歩留)×(実納小作料, F)。
政府買入価格は、1941・42年44円/石、43・44年47円/石。阿部家歩留(0.92)は次の計算式で算出。(41年阿部家販売価格、42.75円/石)/(41年政府買入価格、44円/石)

2) 換算生産額の計算式は以下の通り。

[(政府買入価格)×(阿部家歩留)+(補給金)]×(玄米生産高, J)。
補給金は1941・42年生産奨励金として5.0円/石、43・44年は生産確保補給金として15.5円/石。

3) 硬・糯米格差の縮小、超過供出分に対する奨励金(いずれも44年)等は除外した。

4) 45年は史料上推定困難のため除外した。

導農場記帳農家となり、県の指導と補助を得られた。

(4) いずれも阿部太一「日記」。

(5) 山形県規画課『昭和十一年度経済更生指定町村基本調査集計』及び阿部太一「日記」。

(6) 山形県西田川郡大泉村『大泉村教化振興経済更生計画書』の役員名簿による。

五 戦時統制期(四一—四五年)

四一—四五年は戦時農政の展開によって地主小作関係

が多大の変化を蒙った時期である。四〇年一〇月には「米穀管理規則」が出され、四一年一月「米穀生産奨励金交付規則」、四二年には「小作料統制令」(三九年)第四条の規定に基づく「適正小作料」が大泉村で実施された。そして四三年七月の「米穀生産確保補給金交付規則」、四四年四月の「米穀ノ増産及供出奨励ニ関スル特別措置」等がそれである。そこで本章では、前章までで明らかにしたような三〇年代の動向が四一—四五年でどう変化したのかを検討する。

ところで、本章の表題にみるように、ここでは四一年以降をもって「戦時統制期」とした。一般には戦時体制の画期を三八年の国家総動員法、農地調整法におくが、東北単作地帯での画期は四一年頃に求めるほうが妥当と思われるからである。

四一年以降の地主小作関係の変貌はきわめてドラマチックであるが、それをまず小作料の変化から検討することにしよう。

契約小作料は四一—四五年のうち四二年に減少する(表1)。これは「適正小作料」の実施によるものである。

(49) 戦時下小作農家の地主小作関係

大泉村全体では水田の反当小作料が一・〇三石から〇・九四石に約九%低下し、小作料率も四二・〇%から三八・三%に減少した。⁽³⁾阿部家での反当小作料も〇・九八石から〇・八五石に下落した。しかも、これに二重米価制が導入されたために、実際の小作料負担は表4にみるように二〇%台に低下したのである。

右のように、四一年以後になると小作料負担は顕著に減少するが、これを小作料負担の量的減少とするならば、他方では小作料負担の質的変化とも呼ぶべき動きがあることを指摘しなければならない。それが端的に認められるのは、四一年の作引率五二・一%である(表2)。

この四一年には東西田川郡に稻熱病が蔓延し、西田川郡では大泉・大山・上郷・京田の各町村が大きな被害を受け、とりわけ大泉村は最も激甚な被害を蒙った。⁽⁴⁾大泉村の平均反収は前年の二・二七石から四一年には一・六六石へと約二七・一%の減少をみた、反収一・六六石は三四年の一・六七石を下廻り、三〇―四五年の最低である(図1)。このため小作料減免率もこの間で最高の五二・一%になり、三四年の二四・一%を遙かに超えた。しかしこの減免率五二・一%には地主小作関係の大きな変化

が反映されていることを見逃せない。というのは、「昭和十一年小作事情調査」⁽⁵⁾によると、山形県での減免歩合五―六割は「不作ノ程度」で六割減収だからである。その変化の具体的事例として次の文章を掲げよう。

「：現下非常時局ニ於テ食料増産ヲ確保スベキ今年度大山町地域内ノ稻作状況ハ遺憾外ノ不作ヲ招来シ真ニ寒心ニ耐ヘザル次第デ御座居マス。就テハ今般農民ノ嘆願ニヨリ本会並ニ農地委員会ニ於テ慎重審議ノ上別表ノ範圍ニ於テ作引ノ御協定ニ預ルコトガ出来レバ最モ妥当デハナイカト審議サレタ訳デアリマス。真ニ潜越乍本会並ニ農地委員会ノ使命ニ鑑ミ徒ラノ紛議ヲ慮リ御参考ニ供スル次第デアリマス。幸本会ヲ了トシテ御採⁽⁶⁾下サレバ幸甚ノ至リデアリマス」

これは大山町農業報国会が四一年一月一八日付で不在地主宛に郵送したガリ版刷りの手紙の一部である。

「別表」は最高六割から三割までの「昭和十六年度小作料作引決議案(十二月十一日決議)」である。

右にみられるような大幅な作引率と小作料決定に農地委員会や農業報国会が関与するという変化が戦時統制に基づくものであることはいうまでもないが、右の変化の

なかに作引決定の論理自体の変更があることに注意しなければならぬ。すなわち、三〇年代における作引決定の論理がすでに見たように地主からの恩恵であったのに対し、四〇年代のそれは「現在ノ如ク単ナル土地ノ提供者タル地主ノ分配所得ガ土地以外ノ資本及勞力ノ殆ノ全部ヲ提供スル農業經營者タル小作ノ分配所得ト相伯仲シ小作人ノ所得中ニハ農業利潤ノ含マザルコトハ勿論ノコト、普通ノ勞働賃銀ニ相当スル報酬サヘモ獲得シ得ザルガ如キ状態ヨリ脱却セシメ⁽⁶⁾」⁽⁶⁾という論理、つまり生産者の「保護」の論理だからである。

そしてこの変化が、他方では地主の小作料收取機構の構成部分としての寄合の機能を変化せしめた。四一—四五年の寄合を核とした部落共同体は、地主の小作料收取機構としての機能を停止するが、後にみるように、国債と貯蓄と供出の割当単位として、割当量の完遂の責任単位として「国策遂行」の最末端に位置づけられる。たとえば、四三年三月の寄合では供出米、貯蓄の割当が議題であり、四月には供出米のことで寄合が開かれる。また四四年六月には、阿部家が田植の手伝いを他部落の人間に頼んだところ「農地委員会で他部落より勞力吸収するの

はいけないと注意⁽⁷⁾」⁽⁷⁾されている。部落を右のように単なる割当完遂の単位として位置づけること自体が、既に生産そのものを破壊することに通ずることはあらためて指摘するまでもない。

以上にみてきたような農村内での諸変化と三六—四〇年に形成されてきた阿部太一の自立意識とが結びついたとき、小作人の地主に対する意識の変化が生じてくる。阿部氏の場合、借米⁽⁸⁾恩恵関係がある木村家に対しては四五年に至るまで敬意を払っているがその関係のない不在地主に対してはそうではない場合がみられてくるのである。たとえば四二年一二月の地主からの手紙を読んで「昨年貸米三斗二合二勺白米で貰ひたい、とのこと。他に豆の注文ありたるも仲々虫のよい話だ」として、結局この要望を受けいれなかったというのがそれである。右のような地主に対する意識の変化があらわれる原因として、既に指摘したような、阿部太一自身の経営的・意識的自立化、小作料決定の論理の変化があることはもちろんだが、これに加えて四一年の「米穀管理実施要綱」の改正を指摘しなければならない。この改正によって、地主層が自家保有米を認められる在村地主とそれを認めら

(51) 戦時下小作農家の地主小作関係

表5 供出率 (1943—45年)

年次	供出量	供出率
	割当量	(L/J)
1943	石 67.2	石 67.6 95.7%
44	73.2	73.2 84.1
45	47.2	47.2 73.1

史料：阿部家文書

- 注：1) 45年の玄米生産高 (J) は 64.55石。
2) 供出割当量、供出量とも1俵4斗で換算。

れない不在地主とに大別されたことは、四〇年以前の借米と恩恵の関係をもつ在村地主と、それを持たない不在地主の区別と重なることによって、まず第一に不在地主への反撥意識を促進させたといえるであろう。そのことに注意するとともに、なお他方ではその意識が大地主である木村家をはじめとする在村地主に対してまでは普遍化することがなかったことにも注意せねばなるまい。

戦時統制期の以上のような変化とあわせて、直接的生産過程自体が特に四三年以後急激に破壊されてくることを次に明らかにしよう。

まず供出である。「日記」でみる限りでは供出が激しくなるのは四三年以降である。四三―四五の三年間で、阿部家は割当の超過達成一回(四三年)、「完遂」二回(四四・四五年)であるが、供出米が産米全体に占

める比率は最低の四五年でも七三%である(表5)。供出率が八〇%を超える四三・四四年には「還元配給」をうけている。

四三年五月をみると、六日に「供出米の改装をやり、午後に入庫」し、一〇日には「配給米を受け入れ」ている。この年の白山林では、供出割当七六八〇俵のところ三月一七日現在で四六三俵が不足していた。七六八〇俵は、白山林の全農家の水田面積で単純に平均しても反当二石の割当である。この年の割当は結局部落全体としては「完遂」されたが、五月六日に「完遂」し、一〇日に「還元配給」をうけること自体に割当量の非科学性を見ることができし、供出割当達成のやり方自体も再生産を無視した暴力的なものであった。四三年には、三月一九日「午後供米のことで学校へ村民一同参集す。田川地方事務所長長瀬氏来りてピリピリとやられて全く困窮の他はない」、四月二一日「今日も部落会長等米のことで役場へ集められて、今度はいよいよ自家保有米を供出しなければならぬらしい」とあるし、四四年も二月七日「今夜供米の件にて、村長、田川事務所、県からと偉方が来て、血の出る様なひどい言語で米を出せとのこと。

償供米もへったくれもあつたものでない。全部供出だ⁽⁸⁾とある。

生産過程の破壊は人出不足、農耕馬徴発、肥料欠乏、農具補填難として具体化する。阿部家では肥料と農具が四三年頃、人手不足は四四年、馬耕馬不足は三八年頃からそれぞれ激化するが、このうち馬耕馬の不足は鮮牛への乗り換えによって切り抜けられており、結局生産条件全体が決定的に悪化するのは四四年からである。四五年の減収には「本年は敗戦の年にして肥料事情は最悪也。魚粕の類の配給は殆どなく主として硫酸の為減収せり⁽⁹⁾」というコメントが付されている。

- (1) 山形県経済部企画課『庄内地方の適正小作料』、四二年。
- (2) 前掲清水論文の画期も三八年頃に設定されているが、分析の内容に即せば四一年画期のほうがふさわしいと考えられる。
- (3) 前掲『庄内地方の適正小作料』。
- (4) 山形県立農業試験場『庄内地方における稻熱病の発生と環境』、四二年、四頁。
- (5) 前掲『農地制度資料集成 第一巻』、七四三頁。
- (6) 前掲『農地制度資料集成 第十巻』、五頁。
- (7) 阿部太一「日記」、四四年六月二二日の項。

- (8) いずれも阿部太一「日記」。
- (9) 阿部太一『吾が家の稲作状況』。

まとめ

以上の分析の結論は次のように整理できる。

庄内単作地帯では小作料収取の面での地主小作関係は三一—四〇年に質的变化をみせなかったが、三六年以後になると小作経営が上向を開始した。三六年頃からの農民経営の上向は恐らく東北地方に共通の動向と考えられるが、ともかくそれが地主的支配からの経済的・意識的両側面での小作経営の自立を結果した。その経済的自立は四一年以後の戦時統制の強化に伴って押し潰されていったと考えられるが、意識面の自立は戦時農政の浸透と相まって不在地主への意識の変化を生む。これが農地改革を支持・推進する力に連なっていくと考えられるが、他方では借米Ⅱ恩恵を受けた大地主に対する意識は変わらず、こちらは戦後民主化期の課題として残される。また戦時農政の浸透が小作料決定の論理と部落寄合の機能を変え、前者は先の対地主意識の変化につながり、後者は寄合を国債・預金・供出の最終的割当単位に、また最

末端の責任単位に転化させるが、その進行の過程で農業生産全体が破壊されるのである。

以上の分析は、筆者の力量の乏しさは措くとしても、資料的制約と紙数の関係から阿部家をめぐる状況にまで触れえずに終わったが、この課題のほかになお次の疑問を筆者の今後の課題として提出しておきたい。

第一は、部落共同体と寄合と地主の小作料收取機構との関連である。この三者の関連は阿部家の意識と行動を規定したであろうし、また白山林の農民にも影響を与えていたはずである。その影響がいかなるものであったかはこの地域での農地改革を考える重要な手掛りとなるで

あろうし、また、この地域に小作争議が発生しなかった理由を解く鍵の一つともなろう。

第二は、中堅人物論との関連で更生運動のなかでの阿部家をどう位置付けるかという問題である。大泉村の更生運動のあり方は第一の疑問に繋がるが、研究史の問題としては更生運動と日本ファシズムおよび農村の再編の相互関連のあり方を問う必要があるとともに、以上の三者と中堅人物論との関係を中堅人物の定義も含めて検討する必要があるように思うのである。

(日本学術振興会奨励研究員)